

## F-22 及び F-16 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に伴う騒音被害増加に関する意見書

平成 28 年 1 月 25 日、26 日及び 27 日に相次いで飛来した米アラスカ州空軍所属の F-22 戦闘機 14 機（エルメンドルフ・リチャードソン統合基地所属）並びに F-16 戦闘機 12 機（アイルソン空軍基地所属）、計 26 機が米空軍嘉手納飛行場へ展開された。

沖縄市においては、展開に伴う訓練等の増加で騒音観測数が 2 倍強に増加、またアフターバーナーの使用や急旋回によって 100 デシベル超の騒音を記録するなど、すでに嘉手納飛行場から派生する航空機騒音等の被害を受けている住民にとってさらなる負担を強いる状況となっている。

特に、人口稠密地上空を旋回飛行する機体が多く確認されていることについては、平成 8 年の「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意」にも抵触するものであり、防音工事対象区域外でも甚大な騒音が確認されていることと併せて、断じて容認できるものではない。

よって、沖縄市議会は市民の生命、財産、人権及び平穏な生活を守る立場から、下記事項の速やかな実現を要求する。

### 記

1. 騒音規制措置に関する合同委員会合意の順守を徹底させること
2. 暫定配備に伴う騒音増加を、質量ともに低減させる措置を講ずること
3. 騒音の実情に合わせた防音工事対象区域の見直しを行うこと
4. 嘉手納基地における騒音に関する負担軽減について、暫定配備との整合性を説明すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 17 日

沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣	外務大臣	防衛大臣	沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使	沖縄防衛局長		